令和８年１１月

富山市保育所等入所利用調整に関する基準の変更について

令和８年１１月１日付けで次のとおり変更し、令和９年１月入所・４月入所の申込みから適用します。

①　障害児に対する加点の新設

保育所等の利用を希望する児童又は兄弟姉妹に障害がある場合、１点加算します。
次のいずれかの書類の写しを提出いただくことにより、障害の有無を確認します。

・身体障害者手帳
・療育手帳
・精神障害者保健福祉手帳
・特別児童扶養手当受給証明書
・障害基礎年金の受給証書

②　事業所内保育事業（従業員枠）を卒園し、引き続き保育所等を利用する場合の加点の新設

事業所内保育事業を従業員枠で利用している児童が、卒園に伴い、引き続き保育所等の利用を希望する場合、１点加算します。
（当該児童が連携施設の優先利用を希望する場合は、加点の対象外。）

③　転所申請における減点の廃止

転所申請において、保護者の転居、転勤等により著しく通所が困難になる理由が無い場合に減点していましたが、廃止します。

④　育児休業取得のための退所もしくは認定こども園において２号から１号に変更していた場合、育児休業明けの入所申込みに対する加点の廃止

育児休業明けの入所申込みにおいて、就労で施設利用していた方が育児休業取得のために　退所していた場合や、認定こども園において２号から１号に変更していた場合に加点していましたが、令和６年４月１日から育児休業中の保育継続利用を可能としており、廃止します。

富山市こども家庭部こども保育課入所認定係
連絡先　076-443-2165